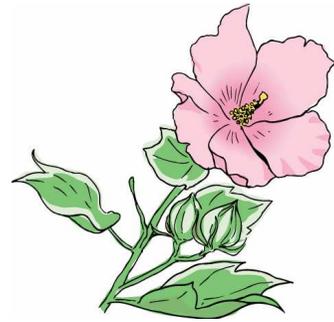


労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206
相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com
HP：https://roumu-assist.com/



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果より

◆約 11,000 事業場で違法な時間外労働

厚生労働省が公表した、平成 29 年度に長時間労働が疑われた事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導結果によれば、対象となった 25,676 事業場のうち、11,592 事業場で違法な時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導を行ったそうです。この監督指導は、時間外・休日労働数が 1 カ月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施されたものです。

◆8,592 事業場で月 80 時間超の時間外・休日労働

また、この違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が 80 時間を超えるものは 8,592 事業場と、7 割以上を占めています。さらに、月 100 時間超は 5,960 事業場 (51.4%)、月 150 時間超は 1,355 事業場

(11.7%)、月 200 時間超は 264 事業場 (2.3%) となっており、大幅な長時間労働が常態となっている事業場も少なくないことがわかります。

◆健康障害防止措置が不十分な事業場も 8 割

健康障害防止に関する指導内容としては、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の「過重労働による健康障害防止措置」が不十分なため改善を指導したものが 20,986 事業場と、約 8 割を占めています。

◆監督実施事業場における労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場における、労働時間の管理方法としては、2,328 事業場で使用者が自ら現認、8,492 事業場でタイムカード、4,867 事業場で IC カード、ID カード、9,494 事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していました。

◆働き方改革により一層求められる長時間労働の是正

6 月に成立した働き方改

革関連法においては、長時間労働の是正が大きなテーマとなっており、今後も行政の監督指導はより一層強化されることが予想されます。企業としては、これまで以上に、長時間労働は正や労働時間管理の問題に注力していくことが求められるところです。

平成 29 年度の過労死等 (脳・心臓疾患、精神障害) は増加傾向に

厚生労働省から、平成 29 年度の過労死等の労災補償状況が公表されました。過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発症した精神障害の状況がわかる調査結果となっています。

◆脳・心臓疾患に関する事案

ゆるやかに増加傾向にあり、840 件の請求がありました。業種別では、道路貨物運送業 (ドライバー) が目立って多く、次いでサービス業 (営業職)、建設業 (総合工事業の建設従事者) で多くなっています。年齢別では 40 歳以降がほぼ 9 割を占めて

います。また、労災の認定基準にもある通り、1 カ月当たり 80 時間以上の時間外労働がある場合に、急激に支給決定件数が増加しています。

◆精神障害に関する事案

こちらでも増加傾向にあり、1,732 件の請求がありました。このうち、当該労働者の自殺 (未遂を含む) は 221 件ありました。業種別では、医療・福祉が目立って多く、次いで道路貨物運送業、情報サービス業、総合工事業等で多くなっています。時間外労働時間別でみると、脳・心臓疾患の場合とは異なり、どの層でも平均的に支給決定されているようです。

なお、労災の認定基準では、精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、一定の事象が類型化されています。この「出来事」別では、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」、「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」の順に支給決定件数が多くなっています。

◆裁量労働制対象者に関する労災補償状況

最近話題の裁量労働制で

すが、裁量労働制対象者に関する支給決定件数は、脳・心臓疾患では減少傾向にありますが、精神障害については増加しています。年齢別では、中心は 40 歳代ですが、20 歳から 59 歳まで全般的に多くなっています。

これらはいずれも、労災保険による補償の請求・決定件数ですが、労災補償の請求にいたる前の、労働基準監督署等への相談件数ははるかに多いものと想像できます。また職場の精神障害に関する報道等を受け、労災認定の基準が具体的になるにつれ、メンタルヘルス、あるいはパワハラ等について医師や労働基準監督署等へ相談することの労働者側の心理的抵抗感も少なくなっている状況があります。事前の予防を主眼にした職場環境づくりが重要となっています。

9 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場

- 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

10 月 1 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]